

議案第25号

天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年3月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「基づく」を「よる」に、「土木工学科若しくは」を「土木工学科又は」に改め、「、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後」を削り、同条第2号中「基づく」を「よる」に改め、同条第3号中「基づく」を「よる」に、「若しくは」を「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は」に改め、「又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校」を削り、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第4号中「基づく」を「よる」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校」を削り、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「第1号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第5号中「卒業後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課

程にあつては、修了者) 」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。